

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法により評価している。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

全国社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する会計年度末の要支給額を計上している。

(5) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は税込方式により実施している。

3. 重要な会計方針の変更

当年度より、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成25年3月29日雇児発0329第24号・社援発0329第56号・老発0329第28号、以下「会計基準」という）を適用している。

当該変更のため、事業活動計算書及び貸借対照表の前年度欄には金額を記載していない。

4. 法人で採用する退職給付制度

本会職員給与規程第23条の規定により支払うこととしている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別及び拠点区分別内訳表（第1号の2及び3様式、第2号の2及び3様式、第3号の2及び3様式）

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人運営拠点区分

- ・法人管理サービス区分
- ・施設管理サービス区分
- ・福祉資金サービス区分

②地域福祉拠点区分

- ・地域推進サービス区分
- ・受託サービス区分

- ③在宅介護拠点区分
 - ・居宅介護支援サービス区分
 - ・通所介護サービス区分
 - ・訪問介護サービス区分
 - ・障害居宅支援サービス区分
- ④指定管理拠点区分
 - ・老人福祉施設サービス区分
 - ・児童館施設サービス区分
 - ・公益施設サービス区分
- ⑤レンタカー拠点区分
 - ・レンタカーサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	36,857,500	0	0	36,857,500
建物	83,025,812	0	4,624,659	78,401,153
合 計	119,883,312	0	4,624,659	115,258,653

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 基本金
 - 該当なし
- (2) 国庫補助金等特別積立金
 - 該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	241,497,460	163,096,307	78,401,153
建物	53,497,549	33,135,955	20,361,594
構築物	6,571,038	4,452,711	2,118,327
車輛運搬具	65,469,845	62,770,538	2,699,307
器具及び備品	58,247,483	53,423,793	4,823,690
ソフトウェア	2,445,120	478,908	1,966,212
合 計	427,728,495	317,358,212	110,370,283

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし